

IEEJ NEWSLETTER

No.151

2016.4.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント

<エネルギー市場・政策動向>

1. 電力自由化を巡る動向
2. 原子力発電を巡る動向
3. 最近の石油・LNG 市場動向
4. 温暖化政策動向
5. インドの野心的な太陽光発電導入目標の実現可能性

<地域ウォッチング>

6. 米国ウォッチング：深まりが期待される大統領選挙戦での政策論議
7. EU ウォッチング：イギリスの EU 離脱問題を巡る現状
8. 中国ウォッチング：注目される第 13 次 5 年計画の概要
9. 中東ウォッチング：止まないテロに苦慮する関係国
10. ロシアウォッチング：テロ拡大の懸念は対欧米接近の契機となるか

0. 要旨 — 今月号のポイント

1. 電力自由化を巡る動向

新電力大手の日本ロジック協同組合が小売全面自由化開始直前に小売電気事業者登録を取り下げ、波紋を呼んでいる。本件に適用可能な業務改善命令の指針制定を検討する必要がある。

2. 原子力発電を巡る動向

1 月に再稼働した高浜 3 号機に大津地裁より運転禁止の仮処分決定がなされた。EC が英国新設プロジェクトでの中国企業と欧州企業との連携を承認し、中国の存在感は高まっている。

3. 最近の石油・LNG 市場動向

足元の油価回復は需給要因によって支えられているものではなく、本格的な油価回復軌道に入ったとは言い切れない。今後はイランの増産や夏場に向けたガソリン需要動向が注目される。

4. 温暖化政策動向

中環審・産構審合同会合に地球温暖化対策計画案が示され、2050 年までに 80%削減の長期的目標や国内排出量取引制度について議論が行われた。

5. インドの野心的な太陽光発電導入目標の実現可能性

インドは 2022 年に 100GW の太陽光発電導入を目指す。その目標達成には土地確保・配電会社の財務問題・系統対策など課題が多く、今後の行方が注目される。

6. 米国ウォッチング：深まりが期待される大統領選挙戦での政策論議

クリントン・トランプ候補が各々優位に立つが公認確保までまだ時間がかかりそうである。エネルギー・環境政策を含めこれから政策論議の深まりが期待される。

7. EU ウォッチング：イギリスの EU 離脱問題を巡る現状

英国の EU 離脱問題に国内外から様々な見解が示されている。EU 離脱によるエネルギー分野への影響は限定的かもしれないが、未知数である。国内議論は拮抗しており、今後が注目される。

8. 中国ウォッチング：注目される第 13 次 5 年計画の概要

2020 年を目標年次とする第 13 次 5 年計画が採択された。年平均経済成長率を 6.5%以上、GDP 当たりエネルギー消費量と CO₂ 排出量を 2015 年比 15%減、18%減等の目標が設定された。

9. 中東ウォッチング：止まないテロに苦慮する関係国

ロシア軍の撤収によってシリア内戦と和平交渉は新たな局面を迎えた。トルコは難民、テロ、クルドの三重苦にある。イエメンをめぐるサウジの対応に柔軟性が出てきた。

10. ロシアウォッチング：テロ拡大の懸念は対欧米接近の契機となるか

ウクライナ問題を巡る西側の対ロ経済制裁が続く一方、ロシアがシリアでの空爆停止を発表した。ロシア国内外でテロ拡大の懸念が高まる中、対欧米関係に変化が生じ得るのか注目を要する。

1. 電力自由化を巡る動向

2016 年 4 月に小売全面自由化の開始が予定されているが、その直前の 3 月 11 日に新電力として事業活動を行っていた日本ロジテック協同組合が破産申請の準備をしていることが明らかになった。それに先立ち 2 月 24 日に同組合は小売電気事業者としての登録の取り下げ申請を行っている。同組合は 2015 年の販売電力量 17 億 kWh で新電力の販売電力量の 4.7%を占める事業者であっただけに、大きな話題になった。

同組合は 2015 年 5 月にも再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金の未納で公表され、自治体からの電力調達代金の滞納等、多くの問題を抱えている事業者であった。同組合は地元電力会社と比べ割り引いた電気料金で供給を行うことを宣伝し、2010 年 7 月から新電力としての事業を開始し、毎年 2 倍を超えるペースで販売電力量を拡大していった。しかし、その過程で安価な供給力の調達が追い付かず、多額の負債を抱えるに至ったと考えられる。

これまでも GTF 研究所やファーストエスコ、日本風力開発が新電力事業から撤退し、出光興産も一時期撤退し出光グリーンパワーとして再参入する等、新電力事業からの撤退はあった。しかしこれまでは撤退にあたって顧客の引き継ぎ等、事業に混乱が生じない形で進められたが、今回、日本ロジテック協同組合はそうした配慮が無く、関係事業者を混乱させた状態が放置されているという点で異例な出来事である。

電気事業法上、新電力が該当する特定規模電気事業を開始するにあたっては経済産業大臣への届け出でのみで済み、事業を行う上でも金銭面での報告義務も課せられておらず、経済産業省も業務改善命令に類する指導権限を有していない。4 月から適用される小売電気事業者制においては、同じく登録制にはなっているが、経済産業大臣に業務改善命令権限が付与されている。4 月以降であれば理屈上は日本ロジテック協同組合の事案は適切な処置が可能であったと言える。

一方、小売電気事業者への業務改善命令は、適正な電力取引についての指針及び小売営業に関する指針で定められているが、本件で適用可能な項目は無い。本件では小売電気事業者登録取り下げに先立ち、供給力調達代金の未払いが生じており、供給力確保に関する指針を設け、業務改善命令を発動することを可能にすべきではないか。

小売全面自由化への注目が集まり、期待される効用・プラスの面が特に取り上げられることが多い。しかし、先行する欧米の事例を見ても、自由化進展に当たっては、様々な課題があり適切な検討・対応が必要になっている。今回の件を踏まえ、小売全面自由化に関連して、消費者に不安を与えないよう電力取引監視等委員会には適切な体制構築を期待したい。

(化石エネルギー・電力ユニット 担任補佐・電力グループマネージャー 小笠原 潤一)

2. 原子力発電を巡る動向

3月9日、大津地方裁判所において、関西電力に高浜原子力発電所3/4号機の再稼働禁止仮処分決定が言い渡された。裁判所が「新規制基準の不十分さ」や「発電所の安全性への懸念」を理由に事業者に対して運転差し止めの仮処分を言い渡したのは初めてではないが、今回は運転中のプラントに即効力のある仮処分決定が下されたという意味で史上初である。関西電力は仮処分決定に従い、運転中だった高浜3号機を停止し、同4号機の起動準備も中止した。一方で同社は、3月14日には大津地方裁判所に対し不服申立てを行った。今後は大津地裁にて改めて同3/4号機の運転禁止を巡る審理が行われるが、どのような決定がなされるかは全く不透明である。

今回のようなケースにおける司法判断は手続き上の正当性・瑕疵の有無に限られ、規制基準の妥当性やプラントの安全性といった専門的事項の判断の主体はあくまで規制機関である、という解釈が日本でも欧米主要国でもこれまで主流であった。独立した規制機関による規制基準の妥当性に踏み込んだ判例を社会がどう評価し、事業者の経営判断にどのような影響があるか、今後の動向を注視したい。

高浜3号機が再び停止したことで、日本の運転中原子炉は川内1/2号の2基となった。再稼働が一進一退している日本をよそ目に、中国や旧ソ連諸国等では原子力新設や拡大の動きが依然として活発である。3月5日、中国広核集团有限公司(CGN)の紅沿河4号機が初臨界を達成した。現在運転中の30基に続き、2016年はこの紅沿河4号機他、Westinghouse社の技術であるAP-1000を採用した三門1号機など数基が営業運転開始する見通しである。

自国開発炉の輸出拡大を目指す中国は、輸出体制整備も進めている。3月17日、中国国産炉「華龍1号(Hualong 1)」の国際展開促進を目的とするCGNと中国核工業集团公司(CNNC)との合弁事業体「華龍国際核電技術有限公司(華龍公司)」が正式に発足した。今後、華龍公司ではHualong 1の海外展開拡大のため、CGNとCNNC両社における技術統合を更に進めるとともに、国内外での知的財産や関連資産の共同管理を行うとしている。3月10日にはCGNが出資予定の英国新設Hinkley Point Cプロジェクトにつき、EC独占禁止規制当局がEDF EnergyとCGNの提携を承認した。国際原子力市場における中国の存在感はますます高まっている。

福島第一原子力発電所事故から丸5年、各国では事故の教訓を活かした運転実績が着実に蓄積されつつある。2月29日にはOECD/NEAが事故後の各国の安全対策をとりまとめた報告書を発表した。日本でも3月18日に電事連の八木会長から示された「原子力安全推進協会によるピアレビューや発電所総合評価システムにより生み出されるピアプレッシャー」等の取り組みが進み、奏功することが期待される。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

3. 最近の石油・LNG 市場動向

原油価格は底を打ったのだろうか。WTI原油先物は2月11日に26.21ドル/バレル、Brent原油先物は1月20日に27.88ドル/バレルを付けた後、日々変動を繰り返しながらも徐々に上昇し、3月下旬時点では、Brent、WTI共に40ドル/バレル前後の水準を回復している。以前から、過度な低水準は持続可能ではなく、いずれ価格は上昇に転じる、との見通しはあったものの、原油価格は本当に底を打ったといえるのだろうか。結論から言えば、まだそう断言できるだけの材料は見当たらない。

需給面では、依然として供給超過の状態が続いている。世界の石油需要は、米国や中国のガソリン需要にも支えられ堅調に増加を続けているものの、米国の原油在庫は増加を続けており、米国内の原油生産についても900万バレル/日以上水準を維持している。4月17日にドーハでの開催が予定されている主要産油国間による増産凍結に向けた会合についても、何らかの合意形成はなされる可能性はあるが、抜本的な需給改善効果までは期待できないだろう。足元の油価回復は、そうした需給要因というよりは、世界的な株安基調の落ち着きや、米国の金利引き上げペースの鈍化に伴うドル安といった金融面の要因によるものと解釈すべきであり、その意味では油価が本格的な回復軌道に乗ったとはまだ言い切れないのではないかと。

今後の注目点としては、まずイランからの輸出量の動向が挙げられる。3月の輸出量は1月の制裁解除以降、最初の輸出計画に基づいたものになるため、イランが2012年の経済制裁強化以降失ったシェアをどの程度回復できるのか、注目される。米国のシェールオイルの生産については、既に多くの負債を抱えているシェールオイル生産事業者が、金融機関が定期的な融資先の見直しを行う4月以降も引き続き融資を受け続けられるかが注目される。但し、仮に4月以降事業者の倒産が増えたとしても、その生産資産は別の事業者を引き継がれることもあるため、事業者の倒産がそのまま生産量の停止に直結するとは限らない点も留意すべきである。需要サイドでは、今年の世界経済に対する弱気の見方が強まっているものの、足元の需要増をけん引しているのは比較的景気の動向を受けにくいガソリンである。その点、夏場の需要期に向けたガソリン需要動向も注目される。

アジア LNG 市場については、3月下旬時点では4~5月デリバリー分のスポット LNG は4ドル/MMBtu 台で取引されている模様である。年初の油価下落がタイムラグを持って反映されるため、4~5月のわが国 LNG 輸入価格は5~6ドル/MMBtu にまで低下するだろう。2月から3月にかけて、米国で Sabine Pass、豪州で Gorgon プロジェクトが運開するなど、LNG 市場は新規プロジェクトラッシュのさなかにある。また、米国からの LNG はアジアにヘンリーハブ価格連動という新たな価格決定方式をもたらすことになる。そうした供給源や価格決定方式の多角化や、仕向地条項の緩和・撤廃を通じて市場流動性が向上し、アジアの需給を反映する LNG 指標価格やアジアハブの形成が進むことが望まれる。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループマネージャー 小林 良和)

4. 温暖化政策動向

3月4日、中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会地球環境小委員会合同会合が開かれ、地球温暖化対策推進法により策定が求められている「地球温暖化対策計画」の案が示された。事前の環境省・経済産業省間の調整では、「長期的な目標を見据えた戦略的取組」と「国内排出量取引」が最後まで論点として残っていた模様である。

長期的な目標を見据えた戦略的取組については、「我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。」とされた。2012年4月27日の第4次環境基本計画（閣議決定）では、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。」とされていたが、削減費用を含め定量的な検討がなされないままになっていることから、この目標をそのまま記載するかが論点となり、結局、今回の地球温暖化対策計画では、「地球温暖化対策と経済成長」の両立という言葉が新たに入った。

また、国内排出量取引については、「我が国産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組など）の運用評価等を見極め、慎重に検討を行う。」とされた。2010年12月28日の地球温暖化問題に関する閣僚委員会「地球温暖化対策の主要3施策について」とほぼ同様の文言となり、国内排出量取引の検討は実質的に見送られた。

合同部会の委員である弊所・豊田理事長からは、長期目標は2012年4月の環境基本計画で定められているが、東日本大震災を踏まえた上での実現可能性を検討しきれないままになっており、このような中で、なぜ長期目標（2050年80%削減）だけが先行して計画に含まれているのか、また、排出量取引については海外の動向を踏まえた上で慎重に検討するとしているが、欧州で排出量取引は排出削減のドライバーにならなかったとの評価があり、海外の事例をどのように理解しているのか、といった問題提起を行った。

他の委員からも、長期目標の位置づけ、排出量取引等のカーボンプライシング、家庭部門や業務部門の取組の強化、原子力の位置づけにコメントが集中した。

地球温暖化対策計画は、3月15日の地球温暖化対策推進本部でパブリックコメント案が了承され、現在、パブリックコメント中である。今後、5月上旬ごろに、地球温暖化対策推進本部で取りまとめの上、閣議決定される予定である。

(地球環境ユニット 地球温暖化政策グループマネージャー 田上 貴彦)

5. インドの野心的な太陽光発電導入目標の実現可能性

我が国では、急激に導入が進んでいる太陽光発電につき、国民負担や系統安定化の観点から課題となっているが、インドでは我が国の導入規模を大きく上回る目標が立てられており、その実現可能性が注目されている。現在 6GW 程度の導入量を 2022 年には 100GW にまで拡大する目標を設定している。年平均にすると 13GW 以上の拡大が必要となり、我が国の FIT 開始から 3 年半弱の年平均導入量の約倍に相当する。

この目標は、2014 年に就任したモディ首相の肝煎りで、従来目標である「2022 年に 20GW」を大幅に拡大することにより昨年 8 月に設定された。この野心的な導入目標を達成するために、FIT 制度や入札制度等による支援が継続的に実施されている。しかし、目標達成には数々の障壁がある。

まず、土地の確保である。100GW の目標のうちメガソーラーは 60GW と想定されているが、これには約 1,000km² の土地面積を必要とする。インドの農地面積 180 万 km² の 0.06% を占めるに過ぎないものの、メガソーラーにとって適地である送電線近傍の農地については、局地的に農業との競合が問題となっている。この背景にあるのは、モディ政権の高度経済成長路線である。工業用地整備のために農地買収が進められており、加えてメガソーラーによる農地取得が拡大すると、農作物の生産減少や農業関連雇用の減少などの悪影響が考えられる。そのため農民からの反発も強い。

次に、配電会社の財務リスクや送配電システムの課題がある。インドでは政策的に電気料金が安く抑えられているため、配電会社は全てのコストを回収することができず財務状況が悪化している。この状況で太陽光発電の導入が拡大すると、買取費用を電気料金に賦課して回収することができず、配電会社の財務状況を更に悪化させる要因となる。実際、グジャラート州では、配電会社が買取価格割引を求める訴訟が起きている。また、電力ピーク需要を超える規模の太陽光発電導入目標量を割り当てられた州もあり、電力需給調整など系統安定化対策の整備が求められることは必至である。

土地の確保に対しては、多くの州で低価格リースでの公有地の提供を実施している。また、配電会社の課題解消に対しては、配電事業者を経由せず太陽光発電事業者と需要家間の直接取引を促すことで配電会社の財務リスクを軽減したり、送電網増強を進めたりするなどの対策が進められている。しかし目標とされる太陽光発電の導入速度を踏まえると、これらの対策の早急な拡充が不可避である。他方、太陽光発電の導入拡大によって系統安定化対策の必要性が高まることから、蓄電池等の関連企業にとっては、インドの目標達成の可能性は大きな関心事項であり、今後の動向が注目される。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 新エネルギーグループマネージャー 柴田 善朗)

6. 米国ウォッチング：深まりが期待される大統領選挙戦での政策論議

民主・共和両党の予備選挙は、クリントン、トランプ両候補が首位を保つものの、代議員の過半数を獲得して公認を確実にするには尚時間がかかりそうだ。最近の世論調査からは「クリントン、トランプ両氏とも不支持が支持を上回る」、「11月の一般投票をクリントン対トランプで戦った場合はクリントン候補が勝利」、「共和党のクルーズ又はケーシック候補は一般投票でクリントン候補に勝てる」など、奇妙な構図が顕れている。共和党主流派の議員・州知事等の間では非トランプの候補者擁立の試みが進む一方、大統領選と同時実施の連邦議会選挙で苦戦が予想される共和党議員からは、党を超えクリントン候補の支持もあり得る、との発言も出ている。予備選の混沌とトランプ候補に幻滅して共和党支持でありながらクリントン候補に投票する「クリントン・リパブリカン」は、1980年の「レーガン・デモクラッツ」を彷彿させる現象であり、今回の選挙を超え、二大政党制がどこへ向かうのかを考える上で興味深い。

候補者討論会で政策論が深まらないことを嘆く声も上がっている。各候補者は、既に選挙で最も注目される税制公約を発表しているが、この時期には、社会保障・通商・移民・銃規制・対テロ政策等について、現政権への支持態度と基本理念が問われるのが通例である。具体的な政策綱領の発表は7月の党大会の時期になる。エネルギー・環境政策が明らかになるのも夏以降であろうが、ガソリン価格が低くかつ石油自給率が高まる現状では有権者の関心が低く、政策論が最後まで深まらないかもしれない。

こうした中、本年3月のクリントン候補の水圧破碎と石炭に関する発言が批判を浴びている。前者は、3つの条件（メタン等の排出抑制、企業による化学物質の成分公表、水圧破碎の是非に関する州・自治体の権限拡大）付きで支持するが、全条件を満たすのは難しく結果的に水圧破碎による開発は今後減るだろう、との発言である。国務長官時代に国内外のシェールガス開発推進に積極的であったこととの一貫性や、環境保護庁による水圧破碎の環境影響分析との不一致等が問題視された。後者は、石炭の需要減と価格下落で苦しむ産炭地域に対し、労働者所得保障や煤塵健康被害への補償、石炭代替のエネルギー供給源とインフラ整備、産炭業に代わる産業育成と労働者教育訓練等のため、総額300億ドルの支援策を公表した際の発言が「炭鉱労働者の職を奪う」と宣言したかのように解釈された。なお、上記発言内容を冷静に見れば、同氏はオバマ政権の政策をほぼ踏襲するとも見て取れるが、豊富な政治実績故に過去の発言との比較で批判を受けている、とも言える。

他方、トランプ候補の考えとしては、環境規制強化反対、クリーンな石炭利用支持、苦境にある産炭地域保護、水圧破碎と安価な天然ガス供給支持、パイプライン等のインフラ建設支持、等が把握されている。但し、ビジネスマンであるトランプ候補の考えは、各地域の資源賦存や産業を巡る利益構造を考慮する既存政治家のそれとは異なる文脈に基づいている可能性がある。躍進する異色候補の政策分析に際しては、従来政治の分析枠組だけでなく、ビジネスの視点を意識する必要があるのかもしれない。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループ 主任研究員 杉野 綾子)

7. EU ウォッチング : イギリスの EU 離脱問題を巡る現状

2016 年 2 月の欧州理事会を踏まえ、イギリス政府は 6 月 23 日に EU 離脱の是非を問う国民投票を実施することになった。イギリスの EU 離脱問題 (通称 Brexit 問題) をめぐり、キャメロン首相が EU 残留を主張する中、様々な立場からの見解表明が相次いでいる。たとえばドイツ財務大臣は、Brexit はイギリスのみならず EU 加盟国経済に有害であると指摘し、ロンドン市長は Brexit を支持、規制を撤廃するほど競争力は高まり、ポンドは一層強まると述べている。なお、直近では、英・スミス雇用・年金大臣が 3 月 18 日に辞表を提出した。同氏は EU 離脱派で、保守党党首を務めた人物でもある。同氏は辞任理由として、最新の予算案における障害者向け補助削減を正当化できないことを挙げ、Brexit との関連を指摘していない。しかし、党内には同氏の辞任と Brexit 問題の関わりを指摘する声もある。

このような状況下で、スコットランド独立党 (SNP) のスタージョン党首は、春の党大会において、2016 年夏よりスコットランドのイギリスからの独立に向けた運動を再開する方針を示した。スタージョン党首は、経済や雇用に影響を及ぼすとして Brexit に反対しており、スコットランドの同意なしにイギリスが EU から離脱することは、スコットランド独立に係る 2 度目の国民投票実施への力を働かせると指摘する。なお、スコットランドの独立については、2014 年の国民投票で否決 (独立賛成 45%、独立反対 55%) され、キャメロン首相は 2 回目の国民投票を行う必要はないと明言している。また、仮にイギリスが EU から離脱し、イギリスからスコットランドが独立したとしても、スコットランドがすぐさま EU へ加盟できるわけではない。政治・経済・EU 法受容等の観点で、「1993 年コペンハーゲン基準」として原則化された加盟基準を満たしているかどうかにつき、数年以上を要する加盟交渉が欧州委員会との間で行われることになる。

エネルギー分野が Brexit の議論の中心となるとは言えないが、Brexit の影響として以下の点が専門家から指摘されている。

- ・これまでイギリスでの経験の活用を通して、一定の行使が可能であった、欧州のガス・電力市場の発展に対する影響力が縮小する (欧州エネルギー規制評議会 (CEER) とエネルギー規制協力庁 (ACER) からは離脱)。
- ・EU を離脱しても加盟国との間の既設ガスパイプラインや送電網が途切れるわけではなく、National Grid も EU の電力・ガス組織である ENTSO-E や ENTSO-G の加盟組織であり続けると考えられるが、EU の集団的なエネルギー安全保障対策や域外国との交渉力という点で不利益を被る可能性がある。
- ・EU の野心的な気候変動の目標達成のため、フランスや北欧諸国とともにイギリスは国際的な気候変動交渉において影響力を発揮してきたが、それが失われる可能性がある。

Brexit に関する直近の世論調査結果では、離脱賛成派が 49%、反対派が 51% と相変わらず僅差である。6 月の国民投票に向けて、イギリス国内の議論の推移が注目される。

(戦略研究ユニット 原子力グループ 研究員 下郡 けい)

8. 中国ウォッチング：注目される第 13 次 5 カ年計画の概要

2020 年を目標年次とする「国民経済と社会発展第 13 次 5 カ年計画綱要」（以下、全体計画と略）は、3 月 16 日に閉幕した第 18 期全国人民代表大会第 4 回会議で採択され、翌日公表された。その基本方針や主要目標等を定める指針は共産党中央の「建議」¹として既に昨年 11 月に発表されていた。今回の全体計画採択と公表によって、今後は計画をどこまで具体化・実現するかが注目されることになる。

全体計画では、今後 5 年間の年平均経済成長率を 6.5%以上と設定した。これは、GDP 規模と一人当たり所得を 2020 年までに 2010 年比倍増させる長期ビジョンを確実に実現するために必要な成長率である。一方、景気低迷が続き、その実現可能性が疑問視される中、李克強首相は閉幕後の記者会見で、「中国経済は困難と希望が共存しているが、希望はより大きい」と語り、構造改革やイノベーション促進等によって中高速成長を維持することへ意欲を見せた。また、GDP に占める第 3 次産業の比率を 2015 年の 50.5%から 56%へ高め、研究開発投資を GDP の 2.1%から 2.5%まで引き上げ、労働生産性を年平均 6.6%以上向上させる等の目標も設定された。

低炭素・エネルギー分野に関しては、2020 年に GDP 当たりエネルギー消費量を 2015 年比で 15%減、GDP 当たり CO₂ 排出量を 18%減とすることを拘束力のある目標として設定した。一次エネルギー消費を 50 億トン（石炭換算）以下に抑制することも明記したが、実現するには省エネ目標の超過達成が不可欠である。つまり、省エネについては、示された目標以上の達成があらかじめ設定されていると考えられる。一方、CO₂ 総排出量の抑制目標を明らかにしていないが、2020 年の GDP 当たり CO₂ 排出量は 2005 年比で約 48%減となり、国連に提出した 40%～45%減の中期目標を超過達成する（ただし総排出量は 2015 年比 12.3%以上増加する）見込みである。

また、2020 年に 15%とする非化石エネルギー比率の中期目標が再確認されると共に、開発の不確実性が高まりつつある水力発電については、5 年間の新規着工規模を 6,000 万 kW、原子力については 2020 年に 5,800 万 kW を稼働させ、3,000 万 kW 以上を建設中と明記した。一方、建設の是非を巡る世論が割れている内陸原子力発電については、準備のための活動を積極的に展開するとした。これについては、ヌル・ベクリ国家エネルギー局長は建設工程表がまだ固められず、2020 年目標は沿海地域だけで達成できると説明した。

今後、全体計画を実行可能なレベルまで細分化する分野別計画や具体策が順次作成・施行される予定である。エネルギー消費の総量規制目標をどのように地域別に割り当てるか、温暖化防止計画に CO₂ 総排出量の目標値を盛り込むか、エネルギー消費枠と 2017 年に導入予定の CO₂ 排出枠の取引制度をどう設計するか等が注目されよう。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院教授 李志東)

¹ 拙稿「中国共産党中央「建議」にみる第 13 次 5 カ年低炭素・エネルギー計画」（弊所 HP、2015 年 11 月 17 日）

9. 中東ウォッチング：止まないテロに苦慮する関係国

2月末に発効したシリアにおける停戦合意は、アサド政権側と反体制派の双方による違反行為の報告と相互批判が相次いだ。大枠で維持されている。その間にアサド側と「イスラム国 (ISIS/ISIL)」などの過激派を除く反体制派との和平交渉がジュネーブで進められたものの、依然としてアサド大統領の処遇をめぐる立場の隔たりを埋めることができず、交渉の先行きに閉塞感が漂っている。

ロシアの軍事介入によって戦局の不利を逆転させたアサド大統領は、シリア全土での失地回復に自信を覗かせたが、突如、プーチン大統領が大半のロシア軍の撤収を発表したことによって、その目論見に大きな狂いが生じている。多方面から歓迎されたロシアの「英断」は、現実離れした野望に固執するアサドに対する不信感の表れであると考えられる。

欧州諸国において、シリアなどからの難民流入が人道面だけでなく、政治的、経済的、そして社会的な問題を増幅させる中、トルコとEUの間で難民の送還に関する合意が成立した。これを以て、EUは、当座の危機回避を図ることに成功したわけだが、難民受入の原則を曲げる措置であるため、西欧社会が長い年月をかけて築いてきた普遍的な価値を毀損していることへの懸念も指摘されている。

一方、隣国シリアの内戦の影響を受けるトルコは、シリア国内のクルド人の勢力伸長に警戒を強めている。テロ事件も頻発するようになっており、2月に続いてアンカラでクルド人反政府組織による車載爆弾が炸裂すると、イスタンブールでもISIS/ISILによると見られる観光客を標的としたテロが発生した。ベルギーのブリュッセル空港と地下鉄における31人の死者と多数の負傷者を出した大規模連続テロでもISIS/ISILとパリの同時テロの影がちらついており、関係各国は難民問題に加えてテロ対策に苦慮している。

サウジアラビアのイエメン軍事介入が一周年を迎える中、交戦してきたイエメンの武装勢力 Houthis 派とサウジアラビアによる秘密交渉が表面化した。先行きは予断を許さないが、これまで事態収拾の方向性が見えなかっただけに、ヨルダンの首都アンマンで行われた協議は、人道的な危機の解消に向けた第一歩である。双方の代表団による折衝の結果、捕虜交換の実施に続いて、3月末に「敵対的行動の停止」が合意されたことの意義は大きい。また、Houthis 派指導部がイランの革命防衛隊司令官による軍事顧問派遣の申出を拒絶したことも、サウジに好意的に受け止められており、さらに踏み込んだ和平合意への気運が高まる。そのサウジは、スンナ派イスラム諸国とともに合同軍事演習を実施し、シーア派イランへの牽制を続けている。

2つの国政選挙を終えたイランでは、金融制裁の解除を邪魔する米国を非難したうえで、油価の変動に左右されない自立的な経済構造への転換をイラン政府に促すハーメネイ最高指導者と、制裁解除による経済の活性化が徐々に進行しているとして、対外関係の改善を通じた経済の浮揚を目指すロウハーニ大統領との対立が顕在化した。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

10. ロシアウォッチング：テロ拡大の懸念は対欧米接近の契機となるか

3月18日、ロシアのクリミア併合2周年を迎えたプーチン大統領が同地を訪れ、併合の「正当性」を改めて主張する声明を発表した。ウクライナ危機をめぐる西側の対ロ経済制裁は出口の見えない状態が続いている。3月6日に米国が対ロ制裁の1年間延長を発表し、同月10日にはEUが欧州域内におけるロシア資産凍結を6ヵ月間延長した(金融取引等の制限は2015年12月に2016年7月末までの延長を決定済)。

対ロ制裁解除の条件である「ミンスク合意」(2015年2月)の達成には、ウクライナ東部における親ロ派武装勢力の支配地域での選挙実施が要件の一つだが、先送りされてきた。3月17日、ポロシェンコ・ウクライナ大統領、メルケル独首相及びオランダ仏大統領がブリュッセルで会談し、同合意が完全に履行されない限りEUの対ロ制裁が続くという基本方針を確認した。同時に、独仏首脳はポロシェンコ大統領に対し同地方での選挙の早期実施を強く迫っている。

3月14日、プーチン大統領はシリアで展開するロシアの主力部隊に空爆停止を命じた。同月17日に行った演説の中で、同大統領はロシアが「和平プロセスの条件を創出した」と述べた上で、「今後も必要に応じて数時間以内に再派遣出来る」とシリア問題におけるロシアの影響力を強調した。2015年9月末に開始したロシアの空爆出撃は9,000回を超えた(ロシア国防省発表)が、同大統領は「ロシアの最新兵器を実戦で試す良い機会となった」と述べ、「愛国主義」に訴える一方で、西側を牽制することも忘れなかった。

ロシアのシリア空爆停止発表に世界の注目が集まったことに関し、ロシア国内の保守派勢力は、欧米がロシアの影響力に敬意を払わざるを得ないと、アサド政権の支持を含むプーチン大統領の強硬路線を称賛している。他方、国内経済の立て直しを最優先視するリベラル派の間では、ウクライナ問題も含め欧米との関係改善の必要性を指摘する声が出ている。

これに対し、欧米側では、イスラム国(ISIS/ISIL)制圧の大義名分下でシリア国内の反体制派の拠点を空爆の対象に含めてきたロシアの真意を見定めるには時期尚早との慎重派の意見が根強い。だが、シリア難民の欧州流入急増やISIS/ISILによる国際テロ拡大の可能性等を念頭に対ロ関係の打開を急ぐべきとの声も出ている。

2015年11月のパリ同時多発事件直後、ロシアと西側の一部では、国際テロ対策が両者の「雪解け」に向けた触媒となる可能性を期待する声が高まったが、事実上頓挫した。3月22日にブリュッセルで発生した連続爆破テロ事件は、改めて同様の問いを国際社会に投げかけることになった。国内でもテロの脅威が懸念される中、プーチン大統領は経済不況下で高まる国民不満の捌け口として対外強硬姿勢を貫くのか、雪解けに向けた動きを模索するのか、注目を要する。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第2グループマネージャー 伊藤 庄一)